

## <選手の用具に関する運用緩和について>

### 運用緩和を全体的に適用(JFA 推奨)

#### ◎選手の用具

- 第1条 本競技会に登録した1着以上のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、着用しなければならない。（2着以上の持参が好ましい。）
- 2 ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、本競技会主催者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる（ビブス等も可）。
- 3 ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。
- 4 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合においていずれのチームがビブス等を着用することを決定する。
- 5 ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- 6 アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- 7 アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。